

## 湖南くらし応援券取扱事業者募集要項

湖南市では、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者である全ての市民に対して、湖南くらし応援券を交付することにより消費の下支えを図ることを目的として実施する湖南くらし応援券交付事業において、湖南くらし応援券の取扱事業者を募集します。

### 1. 湖南くらし応援券の概要

- (1) 名 称 湖南くらし応援券  
(2) 発 行 者 湖南市  
(3) 発 行 数 約 54,500 冊  
(4) 配 布 対 象 者 令和8年3月1日現在で湖南市の住民基本台帳に登録されている人  
(5) 金 額 1人当たり 6,000 円 (1,000 円券×6枚)  
(6) 配 布 時 期 令和8年4月から順次発送  
※ 湖南くらし応援券（以下「応援券」という。）は、世帯主あてに同一世帯員分をまとめてゆうパックで送付します。  
(7) 使用有効期間 令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水）  
(8) 使 用 方 法 応援券取扱事業者でのお支払い（税込1,000円以上）の際に使用することができます。  
※ 釣銭は出せませんのでご注意ください。

### 2. 応援券の取扱い

- (1) 応援券は、取扱事業者での商品の販売およびサービスの提供等の取引に係る支払に使用できます。  
(2) 応援券は、転売、譲渡および指定方法以外の換金を行うことはできません。  
(3) 応援券額面以下の支払いに使用する場合であっても、釣銭は支払いません。  
(4) 応援券額面を超える支払いに使用する場合は、不足分は現金等で受け取ってください。  
(5) 使用期限を過ぎたものおよび裏面に他の取扱事業者の氏名等が記入されたものは受け取らないでください。  
(6) 応援券の盗難、紛失、滅失または偽造・変造・模造に対して、湖南市は責任を負いません。

### 3. 応援券の使用対象とならないもの

- (1) 現金との交換および金融機関への預け入れ  
(2) 不動産および金融商品  
(3) たばこ  
(4) 商品券、プリペイドカード、切手、郵便葉書、印紙その他換金性の高いもの  
(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業において提供される役務  
(6) 国税、地方税、使用料等の公租公課  
(7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品その他の事業者間で取引するもの

### 4. 取扱事業者の応募資格

湖南市内に店舗、事業所等を置く法人および事業の本拠を有する個人事業主（以下「事業者」という。）は、応援券を取り扱うことができるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該

当する事業者は応募することができません。

- (1) 「3. 応援券の使用対象とならないもの」のみを取り扱う事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (3) 特定の宗教団体もしくは政治団体と関わる事業者または公序良俗に反する事業を行う事業者
- (4) 事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団員」という。）である者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (6) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしたと認められる者
- (7) 事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる者
- (8) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる者
- (9) その他湖南市長が不適当と認める事業者

## 5. 注意事項

- (1) 応援券の取扱事業者であることが明確になるよう、湖南市が作成する事業周知チラシを応援券使用者（以下「使用者」という。）がわかりやすい場所に提示してください。
- (2) 使用者が応援券を持参したときは、受け取る前に見本券および偽造防止策により正規のものであるか確認し、偽造された応援券と判別できる場合は応援券の受取りを拒否とともに、その事実を速やかに湖南市または湖南市商工会まで報告してください。また、応援券の裏面に取扱店名が記入されているものは受取りを拒否してください。
- (3) 応援券を受け取ったときは、他の取扱事業者での使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱事業者名および受領日を必ず記入（スタンプ可）してください。
- (4) 応援券の交換、譲渡、転売は行わないでください。使用期間内において使用された応援券のみ換金可能です。
- (5) 応援券は、取扱事業者自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 自ら応援券を購入し、自店舗で使用したかのように偽るなどの不正行為は堅く禁じます。
- (7) 使用済応援券の紛失、盗難、換金期限切れ等による損失は、取扱事業者の負担とします。
- (8) 取扱事業者の登録事項に変更があったときは、速やかに届け出してください。
- (9) 応援券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費の下支えの趣旨に反する行為はしないでください。

## 6. 申込方法

「湖南くらし応援券交付事業実施要綱」および「湖南くらし応援券取扱事業者募集要項」に同意の上、取扱事業者として登録を行おうとする者は、別紙「湖南くらし応援券」取扱事業者（取扱店）登録申込書」および「誓約書」に必要事項を記入し、確認書類を添えて湖南市商工会（湖南市中央一丁目1番地1）へ持参にて申し込んでください。

なお、郵便、電話、FAX、メール等による申込みは受け付けません。

## 7. 申込期間

令和8年2月20日（金）まで

※ 随時申込受付を行いますが、期日までに申し込まれた方は取扱店一覧表に掲載されます。それ以降の申込者は湖南市ホームページへの追加掲載のみとなります。

## 8. 取扱事業者（取扱店）登録手数料

取扱事業者（取扱店）の登録申込みに係る手数料は無料です。

## 9. 取扱事業者登録証明書

湖南市商工会は、登録申込みのあった事業者が登録資格を有することを確認した後、当該事業者に対し「取扱事業者登録証明書」を交付します。

## 10. 応援券の換金

(1) 取扱事業者は、受け取った応援券の裏面に取扱事業者名（取扱店名）および受領日を記入し、毎月末締分を翌月10日までに湖南市商工会へ持参し、換金を申し出ることとします。

湖南市商工会は、使用済応援券を確認の上、取扱事業者の指定する指定金融機関の口座へ当該金額を振り込むものとします。

### 【応援券換金日程】

	換金申出	振込予定日
1	令和8年5月11日（月）までの申出分	令和8年5月29日（金）
2	令和8年6月10日（水）までの申出分	令和8年6月30日（火）
3	令和8年7月10日（金）までの申出分	令和8年7月31日（金）
4	令和8年8月10日（月）までの申出分	令和8年8月31日（月）
5	令和8年9月10日（木）までの申出分	令和8年9月30日（水）
6	令和8年10月13日（火）までの申出分	令和8年10月30日（金）

(2) 換金の申出は、令和8年10月13日（火）まで（土・日・祝日・お盆閉館日を除く。）の湖南市商工会開所時間内（午前9時から午後5時まで）とします。

(3) 応援券の換金手数料は、無料とします。

## 11. 申込み・問い合わせ先

湖南市商工会（湖南市中央一丁目1番地1）

電話 0748-72-0038